

広告宣伝車の規制について

東京都知事 小池百合子

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素であるとともに、案内誘導や情報提供が適切に行われることで、人々の日常生活に多くの利便をもたらしている。

一方で、屋外広告物が無秩序・大量に表示されると、都市の景観を損なうばかりでなく、適正に設置・管理されなければ落下や倒壊、交通への影響等により事故を引き起こす危険性があり、人々の生命や財産を奪うこととなる。

特に、都内に限らず、都市部の繁華街では、トラックの荷台等に屋外広告物を掲出した広告宣伝車が、派手な色遣いや過度な発光を伴って低速で周回走行しており、都市の良好な景観を損なうだけでなく、周囲の運転手を幻惑することで交通事故を引き起こす懸念がある。都民からも、こうした広告宣伝車による子どもたちへの影響や事故の発生を心配する声が届いており、問題となっている。

屋外広告は屋外広告物法に基づく各自治体の条例により規制されるが、その多くは国の「屋外広告物条例ガイドライン」に準拠して制定されており、自動車の車体利用広告については、自動車の走行地ではなく登録地の条例が適用されることとなる。

都では、「東京都屋外広告物条例」の適用を受けることとなる都内ナンバーの広告宣伝車について、デザインの質を確保するため、許可申請に当たり、公益社団法人東京屋外広告協会のデザイン審査を受けることを申請者に求めており、一定の成果を上げている。

しかし、多くの広告宣伝車は都県境を越えて行き来しており、都市の良好な景観形成や公衆に対する危害を防止するためには、一部の自治体だけでなく、九都県市が一致団結して対策を講じる必要がある。

広告宣伝車の課題について整理し、規制のあり方について検討するため、九都県市首脳会議で検討会の設置を提案する。

(取組の例)

- ・九都県市内の広告宣伝車の実態の共有（各都県市での規制の状況、走行実態及び許可実態等）
- ・広告宣伝車への規制のあり方の検討（自治体間の統一的な取扱い等）